

日本ユネスコ国内委員会 科学小委員会
人間と生物圏（MAB）計画分科会 委員名簿

令和7年9月現在

(国内委員)

沖 大幹	東京大学大学院工学系研究科 教授
菅原 久誠	群馬県立自然史博物館地学研究係 主幹
主査 渡邊 綱男	一般財団法人自然環境研究センター 副理事長 (国際自然保護連合（IUCN）日本委員会 会長 国連大学サステイナビリティ高等研究所 客員研究員)

(調査委員)

安達 仁美	信州大学学術研究院教育学系 准教授
大元 鈴子	鳥取大学地域学部 教授
上條 隆志	筑波大学生命環境系 教授
酒井 暁子	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
佐藤 哲	愛媛大学SDG s 推進室 特命教授
朱宮 丈晴	日本自然保護協会 自然のちから推進部ネーチャーポジティブ担当 室長
松田 裕之	横浜国立大学総合学術高等研究院 特任教員（教授）
ママードウア・ アイーダ	金沢大学国際日本研究教育センター 准教授
山本 清龍	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授

ユネスコ活動に関する法律施行令(抄)

(昭和二十七年六月二十七日政令第二百十二号)

第三章 日本ユネスコ国内委員会の小委員会

(運営小委員会)

第六条 法第十三条の運営小委員会は、会長、会長が指名する副会長一人、専門小委員会の委員長及び国内委員会の議決を経て会長が指名する九人以内の委員で組織する。

- 2 会長は、運営小委員会の委員長となり、運営小委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、運営小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(専門小委員会)

第八条 法第十三条 の専門小委員会は、各専門の事項に関係のある委員のうちから国内委員会の議決を経て会長が指名するもので組織する。

- 2 法第十三条第五項 の調査委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、文部科学大臣が任命する。
- 3 調査委員は、非常勤とし、当該特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。
- 4 各専門小委員会に属する委員により専門小委員会の委員長として互選された者は、当該専門小委員会の会務を掌理する。
- 5 第六条第三項の規定は、専門小委員会について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、各専門小委員会の名称、所掌事務その他その組織に関し必要な事項は、会長の意見を聴いて、文部科学大臣が定める。

(小委員会の議事)

第九条 小委員会は、当該小委員会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

4 前三項の規定は、運営小委員会と他の小委員会との合同の議事について準用する。この場合において、合同の議事を整理する委員長には、運営小委員会の委員長が当たるものとする。

日本ユネスコ国内委員会運営規則

(昭和二十七年十月四日日本ユネスコ国内委員会規則第二号)

最終改正:平成二五年五月三十一日規則第五号

ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第十九条の規定に基づき、日本ユネスコ国内委員会運営規則を次のように定め、昭和二十七年九月十七日から適用する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)の会議の手續及び議決権の委任並びに小委員会の運営に関しては、この規則の定めるところによる。

第二章 国内委員会の会議

(通常の会議)

第二条 国内委員会の会議(以下この章において「会議」という。)は、臨時に招集するものを除いては、毎年一月及び七月に招集する。但し、会長は、必要と認めるときは、他の時期に招集することができる。

(臨時の会議)

第三条 臨時の会議は、運営小委員会又は過半数の委員の請求があつたとき、その他会長が必要と認める場合に招集する。

(招集の通知)

第四条 会長は、第二条の規定による会議を招集するときは、その会議を開催する日の三十日前までに、前条の規定による臨時の会議を招集するときは、その会議を開催する日の七日前までに、それぞれ委員にその旨を通知するものとする。

(議事日程案)

第五条 会長は、運営小委員会の作成に係る議事日程案をあらかじめ、委員に通知するものとする。

(関係者からの意見の聴取)

第六条 会長は、委員又は運営小委員会の申出により、必要と認めるときは、政府職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見をきくことができる。

(議長)

第七条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の公開)

第八条 会議は、公開とする。但し、必要があるときは、議長は会議の議決を経て非公開とすることができる。

(議案の提出)

第九条 議案を提出しようとする者は、文書による案を作成し、あらかじめこれを運営小委員会に届け出なければならない。

(発言)

第十条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(動議の提出)

第十一条 会議において動議を提出しようとする者は、文書又は口頭で議長に申し出なければならない。

2 動議は、出席議員のうち五名以上の賛成がなければ議題とすることができない。

(議決の方法)

第十二条 議決は、挙手又は無記名投票によつて行う。但し、議決により、記名投票によつて行うことができる。

(議事録)

第十三条 事務総長は、会議の議事録を作成し、速かにこれを委員に送付しなければならない。

2 前項の議事録には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開催年月日及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員の氏名

四 議題

五 審議経過の要領及び議決事項

3 会議に出席した委員は、議事録の送付を受けた場合において必要と認めるときは、送付を受けた日から一週間以内に、当該議事録について修正を申し出ることがで

きる。

- 4 議事録は、前項の規定による委員の申出があつた場合には、会長がこれを決定するものとし、委員から別段の申出がなかつた場合には、送付の日から二週間を経過した日に確定する。

(決議の公表)

- 第十四条** 事務総長は、会議において議決された事項を、適当な方法により公表するものとする。

第三章 議決事項及び議決権の委任

(国内委員会の議決事項)

- 第十五条** 国内委員会の所掌事務及び権限のうち、左に掲げる事項については、国内委員会の議決を経なければならない。

- 一 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号。以下「法」という。)第六条第一項各号に掲げる事項
- 二 わが国におけるユネスコ活動の基本方針の策定に関する事項
- 三 法第九条第一項の規定による国内委員会の委員の推薦に関する事項
- 四 その他法、これに基く政令及びこの規則の規定並びに国内委員会の議決により国内委員会の議決を必要とされた事項

(議決権の委任)

- 第十六条** 法第十七条の規定により、国内委員会の会議の議を経ることができない場合、国内委員会の議決を必要とする事項のうち、前条第二号、第三号(政府の職員である委員の補欠の委員の推薦に関する事項を除く。)及び運営小委員会の委員の指名に関して行う議決に関する事項を除き、運営小委員会又は運営小委員会と他の小委員会との合同の議決をもつて国内委員会の議決とすることができる。但し、国内委員会の会議の議決により、特に指定された事項については、この限りではない。

- 2 前項の議決は、次の国内委員会の会議において承認を得なければならない。

(合同の会議及び議決)

- 第十七条** 運営小委員会は、前条の規定によつて議決を行う場合において、必要と認めるとき又は他の小委員会の請求があつたときは、他の小委員会と合同して会

議を開き、議決を行うことができる。

(議決事項の通知)

第十八条 事務総長は、第十六条又は前条の規定によつて議決された事項を、速かに国内委員会の委員に通知しなければならない。

第四章 運営小委員会

(会議の招集)

第十九条 運営小委員会の会議(以下この章において「会議」という。)は、臨時に招集するものを除いては、毎年二回国内委員会の会議の前に委員長が招集する。

2 臨時の会議は、委員長が必要と認める場合又は運営小委員会に属する三名以上の委員の請求があつた場合に委員長が招集する。

(議事日程)

第二十条 委員長は、議事日程を会議開催前に運営小委員会に属する委員に通知するものとする。

(関係者からの意見の聴取)

第二十一条 委員長は、必要と認めるときは、運営小委員会に属しない委員、政府職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見をきくことができる。

(会議の手続)

第二十二条 第八条、第十条、第十一条第一項及び第十二条の規定は、会議に準用する。

(運営小委員会の議事録)

第二十三条 事務総長は、会議の議事録を作成し、速かにこれを運営小委員会に属する委員に送付しなければならない。

2 前項の議事録は、委員長及び会議に出席した委員の確認を経て確定する。

(議決事項の報告)

第二十四条 委員長は、会議において議決した事項を、当該会議の終了後における最も近い国内委員会の会議において報告しなければならない。

第五章 選考小委員会

(会議の招集)

第二十五条 選考小委員会の会議(以下この章において「会議」という。)は、国内委員会の委員の候補者を選考するため必要がある場合に、委員長が招集する。

(会議の非公開)

第二十六条 会議は、非公開とする。

(会議の手続等)

第二十七条 第十条、第十一条第一項、第十二条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定は、会議に準用する。

第二十八条 選考小委員会が委員の候補者を選考する場合、新しい候補者の数が任期満了委員の数の三分の一以上となるように選考しなければならない。

第六章 専門小委員会

(会議の招集)

第二十九条 各専門小委員会の会議は、当該専門小委員会に係る事項を調査審議するため必要がある場合又は当該専門小委員会に属する二名以上の委員の請求があつた場合に、当該専門小委員会の委員長が招集する。

(会議の手続等)

第三十条 第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定は、各専門小委員会の会議に準用する。

(分科会)

第三十一条 各専門小委員会の委員長は、当該専門小委員会の運営上必要と認める場合は、当該専門小委員会に分科会を置くことができる。

2 前項の分科会は、これに属する委員のうちからその互選により主査を定める。

第七章 合同の会議その他

(合同の会議の手続等)

第三十二条 第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の規定は、運営小委員会と他の小委員会との合同の会議に準用する。

(特別委員会)

第三十三条 会長は、国内委員会の会議の運営上必要があるときは、国内委員会の

会議の議を経て会長が指名する委員をもつて組織する特別委員会を設け、特別の事項を調査審議させることができる。

附 則

- 1 日本ユネスコ国内委員会会議議事規則(昭和二十七年日本ユネスコ国内委員会規則第一号)は、廃止する。
- 2 選考小委員会及び専門小委員会の最初の会議は、第二十五条及び第二十九条の規定にかかわらず、それぞれ会長が招集する。

附 則（昭和三〇年七月一四日規則第三号）

この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。

附 則（昭和三一年七月五日規則第四号）

この規則は、昭和三十一年七月五日から施行する。

附 則（平成二五年五月三一日規則第五号）

この規則は、平成二十五年五月三十一日から施行する。

日本ユネスコ国内委員会科学小委員会分科会設置要綱

昭和 5 1 年 7 月 6 日
日本ユネスコ国内委員会
自 然 科 学 小 委 員 会
第 3 6 回 会 議 決 定
昭和 5 7 年 7 月 1 2 日改正
平成 1 3 年 5 月 2 4 日改正
平成 2 9 年 7 月 3 1 日改正
平成 3 0 年 4 月 2 3 日改正
令和 2 年 2 月 1 0 日改正
令和 2 年 1 2 月 1 日改正

(設 置)

第一条 日本ユネスコ国内委員会運営規則（昭和二十七年十月四日日本ユネスコ国内委員会規則
第二号）第三十一条第一項の規定に基づき、日本ユネスコ国内委員会科学小委員会（以下
「小委員会」という。）に次のとおり分科会を置き、定める事項を調査審議する。

政府間海洋学委員会分科会	ユネスコの政府間海洋学委員会(IOC)の事業に関する事項
政府間水文学計画分科会	ユネスコの政府間水文学計画(IHP)の事業に関する事項
人間と生物圏計画分科会	ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画の事業に関する事項

(組 織)

第二条 分科会は、小委員会の議を経て、小委員会委員長が指名する次の者をもって構成する。

(1) 小委員会に属する委員から原則として三名以内

(2) ユネスコ活動に関する法律第十三条第五項の規定に基づく調査委員

2 分科会の調査審議事項に関係する各省庁等の職員は、分科会の会議に出席し意見を述べる
ことができる。

(調査委員の任期)

第三条 第二条で定める調査委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員は前任者の残
任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(主 査)

第四条 1 分科会に主査を一人置く。

- 2 主査は各分科会に属する委員のうちから、その互選により定める。
- 3 主査は各分科会を総括し、代表する。
- 4 主査に事故があるとき、または主査が欠けたときは、主査があらかじめ指名した者がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(関係者からの意見の聴取)

第五条 分科会の主査は、分科会に属さない日本ユネスコ国内委員会委員、学識経験者その他の関係者に出席を依頼し、その意見を聞くことができる。

(召 集)

第六条 分科会の会議は、主査が召集する。

(報 告)

第七条 分科会の主査は、各分科会において調査審議した事項を、当該会議の終了後における最も近い小委員会会議において文書で報告するものとする。

(国際的性格の付与)

第八条 ユネスコから分科会の調査審議の事項に関するナショナル・コミッティの設定が要請されているときは、小委員会の議を経て、それぞれの分科会を我が国のナショナル・コミッティと見なすことができる。この場合においては第二条第一項の規定にかかわらず小委員会の議を経てそれぞれの分科会の委員及び調査委員に加え、関係各省庁等の職員をナショナル・コミッティの構成員と呼称することができる。

(運営規則)

第九条 小委員会は、小委員会の議を経て、分科会の運営に必要な細則を定めることができる。

(存続期間)

第十条 分科会の存続期間は、小委員会が廃止の議決をしたときまでとする。

(附 則)

この設置要綱は、昭和五十一年八月一日から適用する。

(附 則) (昭和五十七年七月十二日 一部改正)

この設置要綱は、昭和五十七年十一月一日から適用する。

(附 則) (平成十三年五月二十四日 一部改正)

この設置要綱は、平成十三年五月二十四日から適用する。

(附 則) (平成二十九年七月三十一日 一部改正)

この設置要綱は、平成二十九年七月三十一日から適用する。

(附 則) (平成三十年四月二十三日 一部改正)

この設置要綱は、平成三十年四月二十三日から適用する。

(附 則) (令和二年二月十日 一部改正)

この設置要綱は、令和二年二月十日から適用する。

(附 則) (令和二年十二月一日 一部改正)

この設置要綱は、令和二年十二月一日から適用する。

日本ユネスコ国内委員会の会議の公開手続について

平成 23 年 3 月 8 日
平成 24 年 9 月 13 日一部改正
日本ユネスコ国内委員会決定

日本ユネスコ国内委員会（以下、「国内委員会」という。）の会議の公開については、日本ユネスコ国内委員会運営規則（昭和二十七年十月四日日本ユネスコ国内委員会規則第二号）（以下、「運営規則」という。）に定めるほか、下記のとおり取り扱うものとする。

1. 運営規則第2条に規定する会議（以下、「会議」という。）は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- (1) 会長の選任その他国内委員会委員の人事に関する事項を議決する場合
- (2) 上記のほか、会長が、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると認める場合

2. 会議全体を非公開とする場合を除き、会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その前、直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省及び国内委員会のホームページ）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

3. 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

- ① 一般傍聴者については、開催3日前（3日前が閉庁日の場合は、その前、直近の開庁日とする。）17時までに文部科学省国際統括官付（国内委員会事務局）に登録する。
- ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催2日前（2日前が閉庁日の場合は、その前、直近の開庁日とする。）17時までに文部科学省国際統括官付（国内委員会事務局）に登録する。

(3) 会議の撮影、録画、録音について

- ① 傍聴者は、会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができることとする。
- ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、会長又は事務局の指示に従うものとする。
イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(4) その他

- ① 傍聴者が会議の進行を妨げていると会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従うこととする。
- ② 上記 1. (1) 又は (2) により非公開となる議題については、会長が傍聴者に退席を求めることができることとする。

4. 国内委員会の会議において配付した資料及び確定した議事録については、国内委員会ホームページ等で公開することを原則とし、議事内容の透明性の確保に努めることとする。ただし、国内委員会委員の人事案件など資料又は議事録を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると認める場合は、資料又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができることとする。

5. 上記 1. から 4. に定める事項は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年六月二十一日法律第二百七号）第 13 条に定める運営小委員会及び専門小委員会、運営規則第 32 条に定める分科会、並びに運営小委員会又は専門小委員会が必要と認め設置するワーキンググループについて準用する。

6. この決定は、日本ユネスコ国内委員会の決定の日（平成 24 年 9 月 13 日）から適用する。